

平成30年度から 保険料（税）率が変わります

後期高齢者医療保険料

表1 平成30・31年度の保険料率・賦課限度額

	平成29年度 (改定前)	平成30・31年度 (改定後)	比較
均等割額	35,300円	36,900円	1,600円
所得割率	7.15%	7.40%	0.25%
賦課限度額	57万円	62万円	5万円

新潟県後期高齢者医療広域連合では、平成20年度の制度開始からこれまで、保険料率を据え置いてきました。しかし、将来的に加入者数や医療給付費などの増加が見込まれることから、加入者の負担をできる限り抑制するために、広域連合決算剰余金と新潟県に設置している財政安定化基金を活用した上で、平成30年度から保険料率の引き上げを行いました。(表1参照)

表2 保険料の決まり方

均等割額 1人当たり 36,900円	+	所得割額 (前年中の総所得金額など - 基礎控除額33万円) × 所得割率 7.40%
= 年間保険料額 (賦課限度額62万円) ※100円未満切捨		

◆保険料の決まり方
保険料は、加入者が等しく負担する「均等割額」と、加入者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。前年中の総所得金額などや世帯の所得状況により、個人単位で保険料が決まります。(表2参照)
なお、「均等割額」は、前年中の世帯の所得状況に応じて軽減される場合があります。
※平成30年度の保険料額や納付方法、軽減制度などの詳細については、7月中旬に送付される「後期高齢者医療保険料決定通知書」を確認してください

表3 保険料の計算例

【単身世帯で、前年中の収入額が公的年金220万円のみの場合】

前年中の総所得金額など 公的年金収入220万円 - 公的年金等控除120万円 = 100万円	-	基礎控除額 33万円を引く	→	基準総所得金額 (所得割率に乗じる額) 67万円
--	---	------------------	---	--------------------------------

保険料額はこのように変わります

区分	平成29年度	平成30年度	比較
均等割額	35,300円	36,900円	1,600円
所得割額	47,905円	49,580円	1,675円
年間保険料額 (100円未満切捨)	83,200円	86,400円	3,200円

●問い合わせ
新潟県後期高齢者医療広域連合
業務課 資格保険料係
☎ 025・285・3222

国民健康保険税

平成30年度から国民健康保険の制度が変わり、県が国保財政の責任主体となりました。このため、県が市町村の事業費納付金や標準保険料率を算定し、市町村はそれを参考に保険税の税率や税額を算定することになりました。

市では、県が算出した標準保険料率などを基に保険税率を見直し、加入者の負担に配慮して、平成30年度の保険税率などを決定しました。

◆保険税の決まり方

保険税は、医療分と支援金分、介護分を合算した額となり、世帯単位で計算されることから、世帯主が納税義務者となります。

「均等割額」「世帯平等割額」は、前年中の世帯の所得状況などに応じて軽減される場合があります。

※平成30年度の保険税額や納付方法、軽減制度などの詳細については、世帯主あてに7月中旬に送付される「国民健康保険税納税通知書」を確認してください

●問い合わせ

税務課保険係

☎ 53・2111 (内線2152)

表1 平成30年度の保険税率・賦課限度額

課税区分		平成29年度 (改定前)	平成30年度 (改定後)	比較			
医療分 (医療費の支払いに充てる分)	対象者： 加入者全員	所得割率	7.5%	6.3%	△ 1.2%	所得割率 加入者の基準総所得金額（前年中の総所得金額等 - 基礎控除額33万円）に乘じる率です。	
		均等割額	26,000円	20,500円	△ 5,500円		均等割額 加入者一人ひとりに等しく負担していただく分です。
		世帯平等割額	12,400円	14,600円	2,200円		
		賦課限度額	54万円	58万円	4万円		
支援金分 (後期高齢者医療制度を支える分)	対象者： 加入者全員	所得割率	2.5%	2.8%	0.3%	世帯平等割額 世帯ごとに等しく負担していただく分です。	
		均等割額	9,900円	12,300円	2,400円		
		賦課限度額	19万円	19万円	変更なし		
介護分 (介護保険制度を支える分)	対象者： 40～64歳の加入者	所得割率	2.2%	2.4%	0.2%	賦課限度額 保険税の上限です（平成30年度の税制改正により改定）。	
		均等割額	13,000円	13,900円	900円		
		賦課限度額	16万円	16万円	変更なし		

表2 保険税の計算例

【加入者が夫婦と子の3人で、前年中の総所得金額などが以下の世帯の場合】

加入者	年齢	前年中の 総所得金額など		基準総所得金額 (所得割率に乘じる額)
世帯主	63歳	100万円	基礎控除額 33万円を引く	67万円
配偶者	61歳	0円		0円
子	30歳	130万円		97万円

保険税額はこのように変わります

課税区分		平成29年度	平成30年度	比較
医療分 (加入者全員)	所得割額	123,000円	103,320円	△ 19,680円
	均等割額	78,000円	61,500円	△ 16,500円
	世帯平等割額	12,400円	14,600円	2,200円
	小計 (100円未満切捨)	213,400円	179,400円	△ 34,000円
支援金分 (加入者全員)	所得割額	41,000円	45,920円	4,920円
	均等割額	29,700円	36,900円	7,200円
	小計 (100円未満切捨)	70,700円	82,800円	12,100円
介護分 (世帯主と配偶者)	所得割額	14,740円	16,080円	1,340円
	均等割額	26,000円	27,800円	1,800円
	小計 (100円未満切捨)	40,700円	43,800円	3,100円
年間保険税額		324,800円	306,000円	△ 18,800円

介護保険料

65歳以上の人の介護保険料は、3年ごとに見直しを行っています。平成30～32年度までの介護保険料が、決まりましたのでお知らせします。

◆保険料が変更される主な理由

- ① 要介護認定者数と介護サービス受給者数の増加と、介護報酬が0.54%引き上げられることによる介護給付費の増加が見込まれるため
- ② 市では、介護老人保健施設の整備や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を計画しており、介護給付費の増加が見込まれるため
- ③ 国の給付費などに占める介護保険の65歳以上の人の負担割合が22%から23%に引き上げる政令の改正が行われたため

※平成30年度の介護保険料や納付方法などの詳細は、7月中旬に送付される「介護保険料納入通知書」を確認してください。なお、7月以降に65歳の誕生日を迎える人には、誕生日の翌月に送付します

65歳以上の人の介護保険料

平成29年度		平成30年度(2018年度)～32年度(2020年度)			
所得段階	年間の保険料額 (一月あたり)	所得段階	対象者	保険料率	年間の保険料額 (一月あたり)
第1段階	28,620円 (2,385円)	第1段階	・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護被保護者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人	基準額 × 0.45	31,860円 (2,655円)
第2段階	44,520円 (3,710円)	第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超え120万円以下の人	基準額 × 0.70	49,560円 (4,130円)
第3段階	47,700円 (3,975円)	第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が120万円を超える人	基準額 × 0.75	53,100円 (4,425円)
第4段階	57,240円 (4,770円)	第4段階	・本人が市民税非課税で、世帯員に課税者がいる人のうち、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人	基準額 × 0.90	63,720円 (5,310円)
第5段階	63,600円 (5,300円)	第5段階	・本人が市民税非課税で、世帯員に課税者がいる人のうち、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超える人	基準額	70,800円 (5,900円)
第6段階	79,500円 (6,625円)	第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.25	88,500円 (7,375円)
第7段階	85,860円 (7,155円)	第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額 × 1.35	95,580円 (7,965円)
第8段階	98,580円 (8,215円)	第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 × 1.55	109,740円 (9,145円)
第9段階	111,300円 (9,275円)	第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上600万円未満の人	基準額 × 1.75	123,900円 (10,325円)
第10段階	117,660円 (9,805円)	第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	基準額 × 1.85	130,980円 (10,915円)

- ※公費による保険料軽減は制度改正により、第7期介護保険事業計画実施期間中に実施内容が変更する場合があります
- ※租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合には、上表の合計所得金額から特別控除額を控除します
- ※第1段階から第5段階では、所得税法に掲げる年金収入に係る所得がある場合には、合計所得金額から年金収入に係る所得額を控除します

●問い合わせ

介護保険制度について

介護高齢課介護保険室 ☎53-2111 (内線3410～3412)

介護保険料の通知・納め方について

税務課保険税係 ☎53-2111 (内線2152)